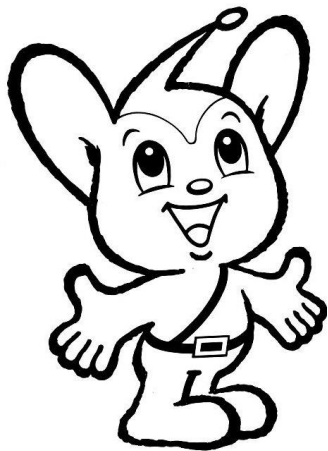


自転車の事故防止と 道路交通法の改正について



警視庁交通総務課
交通安全対策第二係

【本日の内容】

- ① 都内の交通事故発生状況
- ② 自転車安全利用五則について
- ③ ヘルメットの着用促進について
- ④ 自転車保険の加入
- ⑤ 自転車運転者講習制度について
- ⑥ 道路交通法の一部改正について



都内の交通事故発生件数

○ 発生状況(令和5年)

発生件数	負傷者数	死者数
31,385件	34,870人	136人 (+4人)



○ 状態別死者数(令和5年)

四輪車	二輪車	自転車	歩行者	その他
5	44	32	55	0

自転車交通事故発生件数の推移

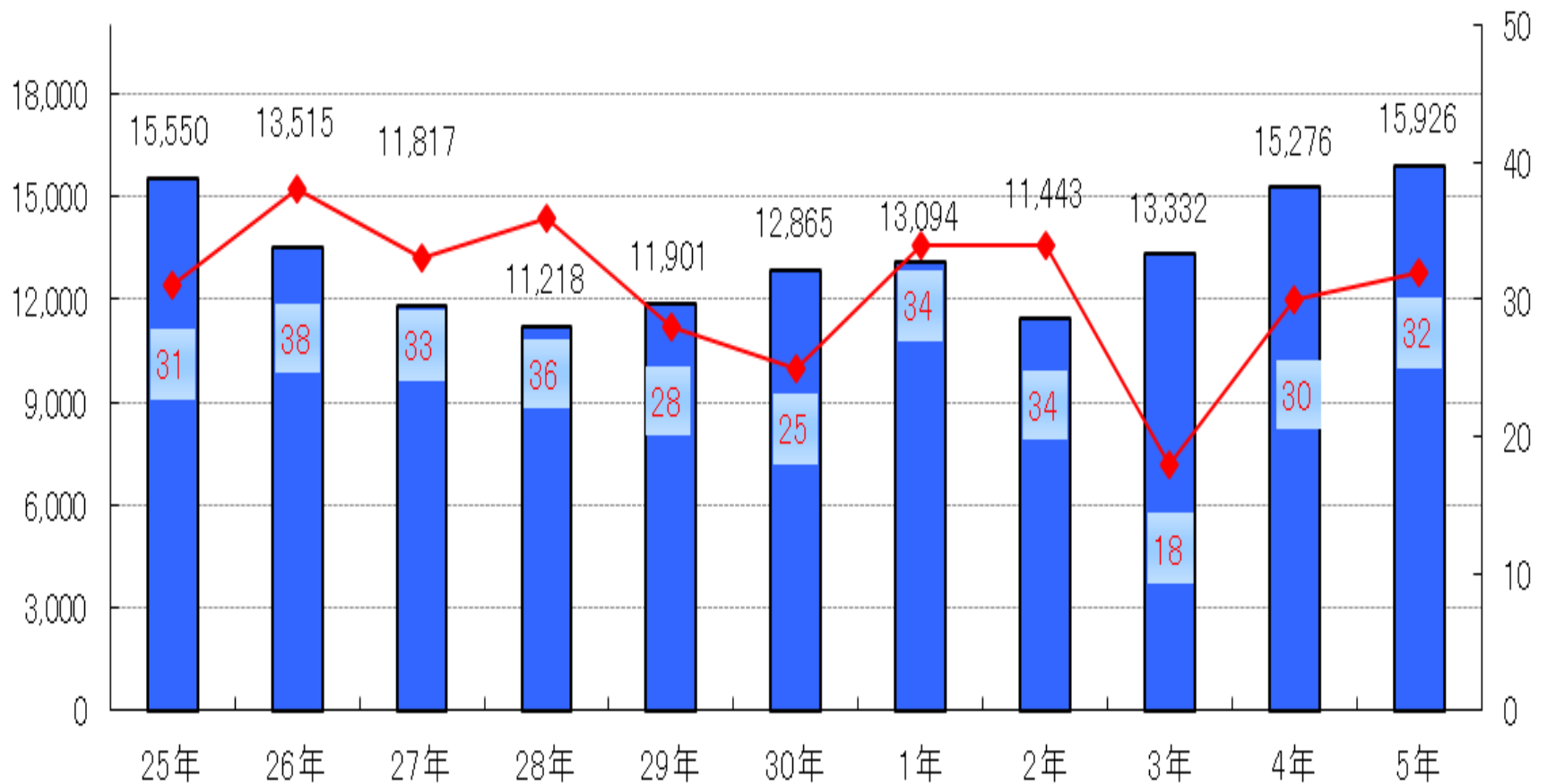
自転車の交通人身事故 年別推移

(発生件数)

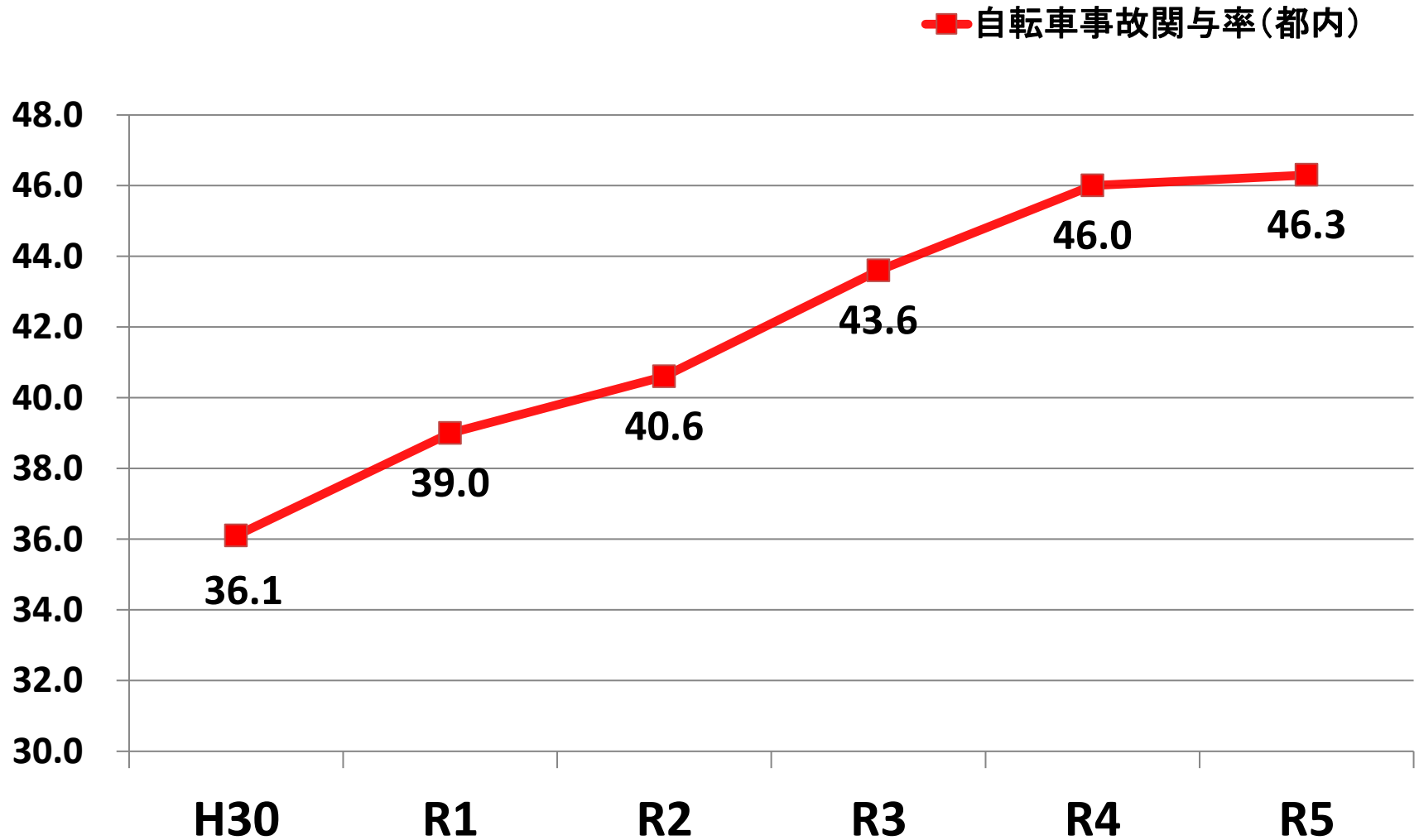
■ 発生件数

◆ 死者数

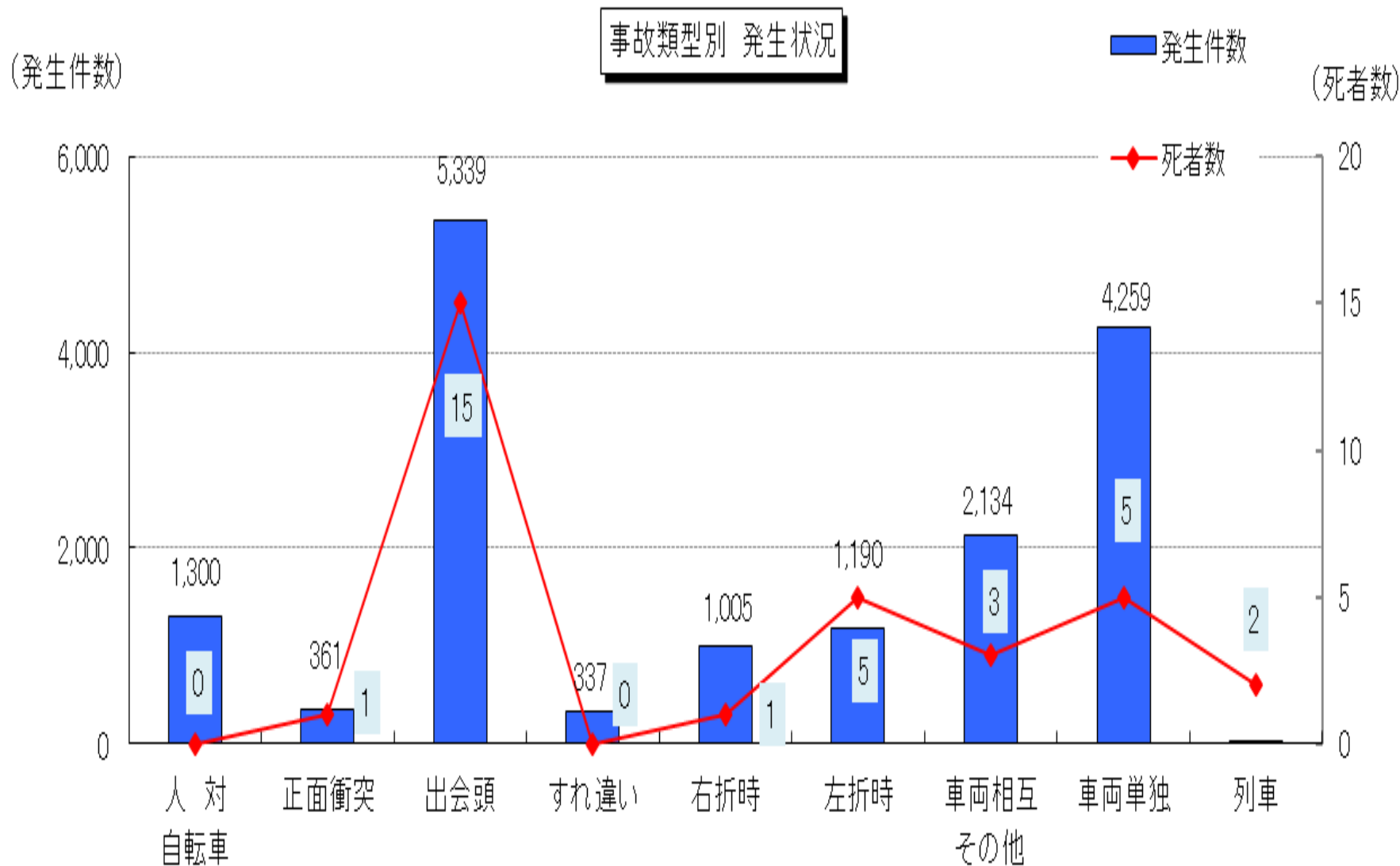
(死者数)



都内の自転車交通事故関与率の推移



事故類型別発生状況



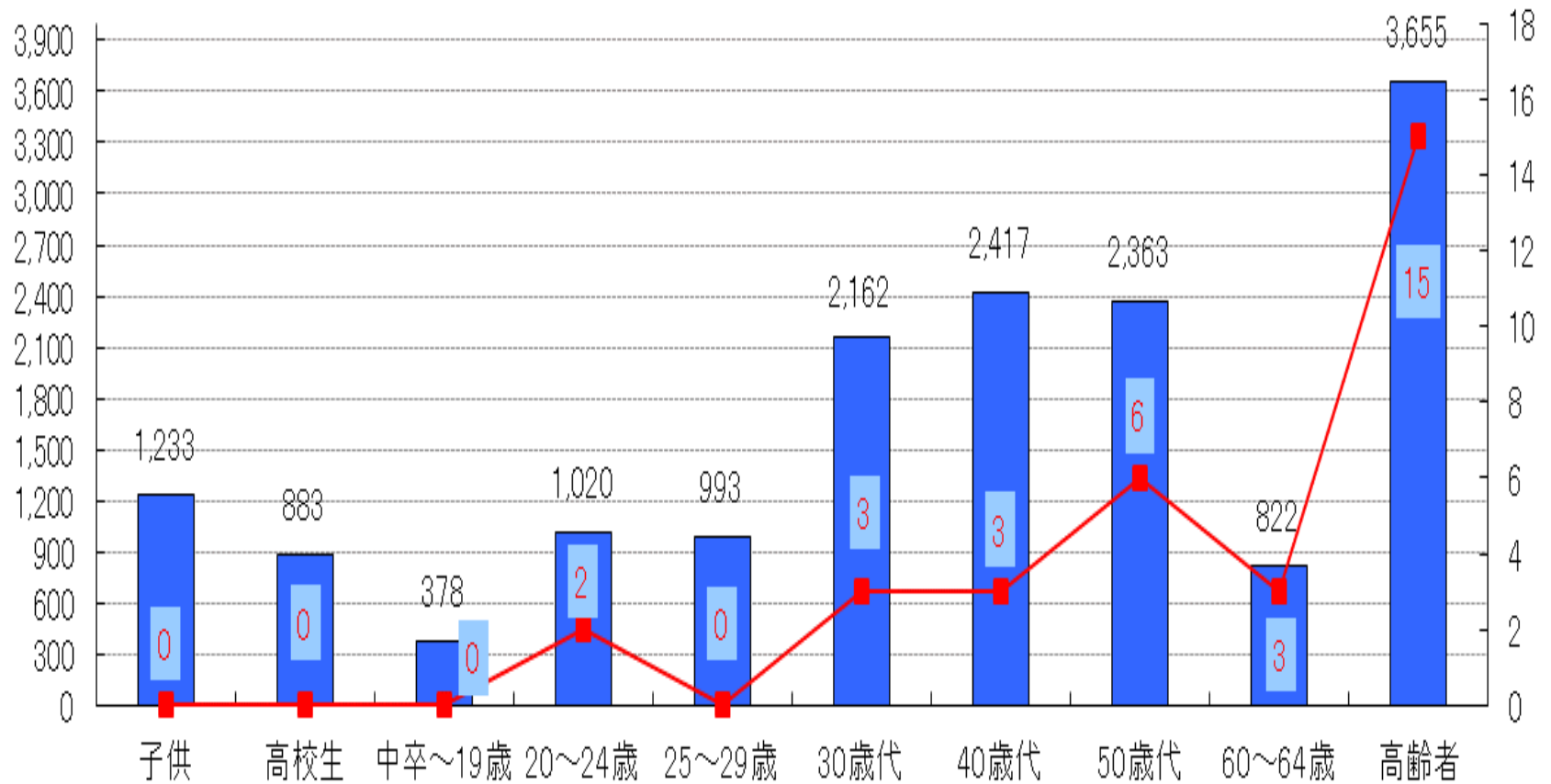
年齢層別発生状況

年齢層別 発生状況

発生件数

(死者数)

(発生件数)



自転車安全利用五則

～ 知ってますか？自転車利用のルールとマナー～



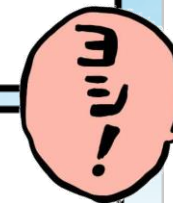
1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

TOKYO SAFETY ACTION

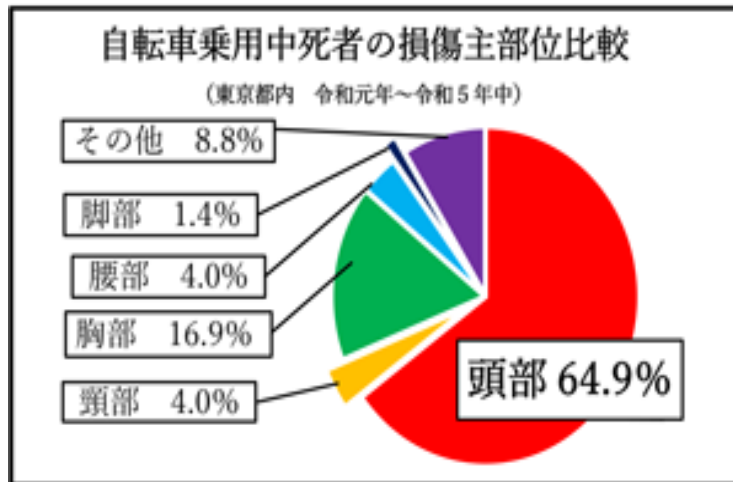
<https://www.safetyaction.tokyo/>



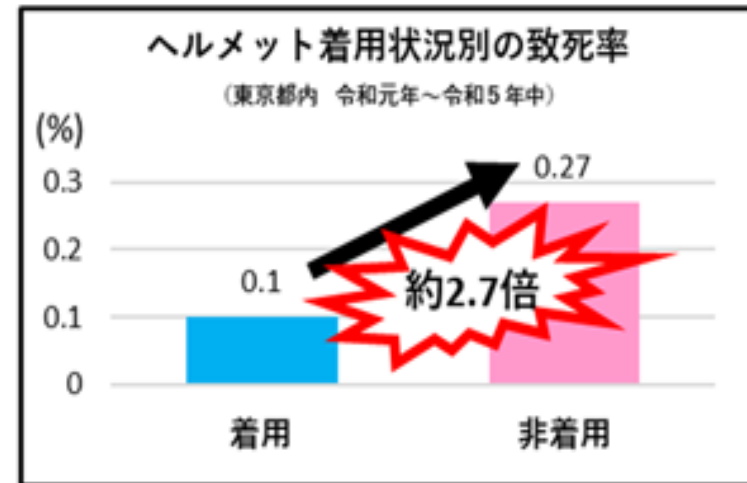
ヘルメットの着用の推進

○ 自転車の交通事故死者数の約65%が頭部に致命傷を受けて亡くなっている。

	死者数(自転車)	頭部	割合
R1~R5 (合計)	148	96	64.9%



(平成30年~令和5年)



(平成30年~令和5年)

かぶるきっかけが 事故では遅い。*



自転車に乗るすべての人の
ヘルメット着用は努力義務です。

(道路交通法 [第63条の11] の改正 / 令和5年4月1日施行)

*毎月最大100名 公募広告賞 [東京府警察] 一般部門 「自転車に乗るすべての人がヘルメットをかぶろうと思えるアイデア」 受賞キックコピー



一般部門 シルバー 小川晋太郎さん
ヘルメットの本当の大切さを知ってる人たちは、
もうこの世にはいません。

一般部門 コピーゴールド 石川一輝さん
ノーヘルだと、命がスースーする。

一般部門 ファイナリスト 上條直子さん
死因は「めんどくさい」でした。



自転車に乗るすべての人がヘルメットを
かぶろうと思えるアイデア作品
国内最大の公募広告賞「第60回 宣伝会議賞」応募作品より

中高生部門 フロンス賞 荒木泰然さん
あなたの脳は、味噌じゃなくて豆腐です。

一般部門 企業賞 古山昂典さん
かぶるキッカケが、事故では遅い。

中高生部門 企業賞 山本落奈さん
とりあえず、かぶってこ。



自転車に乗るすべての人の
ヘルメット着用は努力義務です。
(道路交通法 [第63条の11] の改正 / 令和5年4月1日施行)



自転車も正しいマナーと思いやり

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



自転車も正しいマナーと思いやり

街とともに。人とともに。
FOR MORE COMMUNICATION

警視庁



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>



自転車保険への加入

○ 東京都では、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入が義務です！

<事例>

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で坂道を高速で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らないようになった。

→賠償額9,521万円

携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた女子高校生(当時16歳)に背後から追突された54歳の女性が、重い後遺症が残った。

→賠償額 約5,000万円

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。

→賠償額5,438万円

自転車運転者講習制度

- 危険行為16類型
信号無視、遮断踏切立入り、制動装置不良自転車運転、酒酔い運転(酒気帯び運転)等
- 3年以内に2回以上反復
交通切符を切られる
交通事故の被疑者として送致
- 対象
14歳以上の者
- 講習時間・講習手数料
3時間、6,000円

自転車の
スマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

- 携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

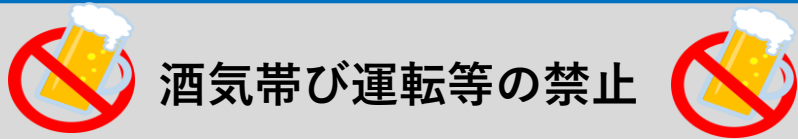
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

酒気帯び運転禁止・ながらスマホ禁止について



酒気帯び運転等の禁止

◎酒気帯び運転等の禁止（道路交通法第65条第1項）

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○車両提供罪（道路交通法第65条第2項）

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○酒類提供罪（道路交通法第65条第3項）

罰則：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○同乗罪（道路交通法第65条第4項）

罰則：2年以下の懲役又は50万円以下の罰金



携帯電話等使用等禁止

（道路交通法第71条第5号の5）



◎携帯電話使用等（保持）

運転者が、携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち、通話のために使用 or 画面に表示された画像を注視した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



◎携帯電話使用等（交通の危険）

運転者が、携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら運転して、事故などの危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



◎改正後『自転車運転者講習制度』で指定されている危険行為（15類型）に「酒気帯び運転」と「携帯電話等使用等」が追加されます。

危険行為を繰り返す

3年以内に法律で定められた危険行為（信号無視等の15類型）を2回以上繰り返す。

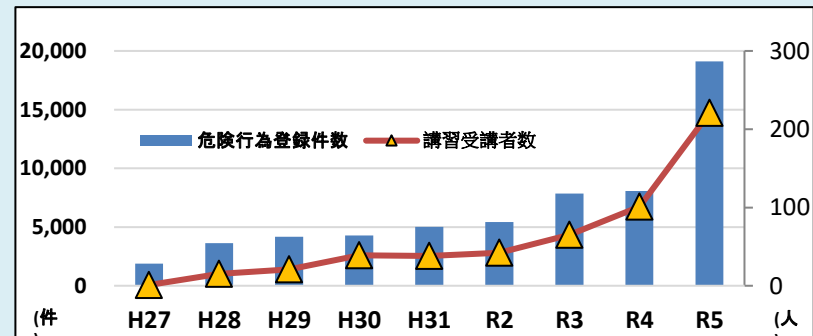
公安委員会からの受講命令

公安委員会から、該当者に対し、自転車運転者講習を受けさせるための受講命令書が交付される。

自転車運転者講習の受講

自転車運転者講習の受講（3時間）受講料金は6,000円。命令に従わない場合5万円以下の罰金

危険行為登録件数および自転車運転者講習受講者数（警視庁）



道路交通法の一部を改正する法律案（概要）

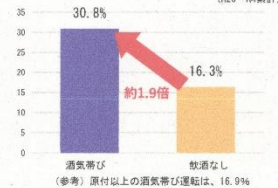
自転車等の交通事故防止のための規定の整備

① 携帯電話使用等及び酒気帯び運転の禁止

携帯電話使用等起因する交通事故件数



酒気帯び運転による死亡重傷事故率



- 自転車の運転中の携帯電話使用等起因する交通事故は増加傾向
- 自転車を酒気帯び状態で運転したときの死亡重傷事故率が高い

自転車の運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転を禁止するとともに、罰則規定を整備し、交通事故を抑止

② 自転車等の安全を確保するための規定の創設



同一の方向に進行する自動車等対自転車事故のうち自転車の右側面が接触部位の事故割合は増加傾向（令和4年は53%にまで増加）

車道における自動車等と自転車等の側方接触を防止するため新たな義務として、自動車等が自転車等の右側を通過する場合において両者の間に十分な間隔がないとき、

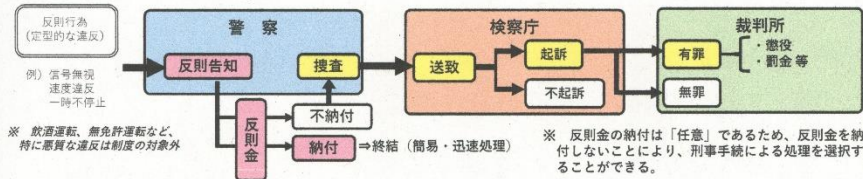
- 自動車等 自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行
- 自転車等 できる限り道路の左側端に寄って通行

③ 自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

自転車の検挙件数が増加する中、現行の違反処理（刑事手続）では、取締り現場での長時間の手続や後日の出頭、前科が付く可能性がある。

自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とし、合理化を図る。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



その他

○ 原動機付自転車等の運転の明確化

- ・ 車両区分が不明確
- ・ 交通事故・違反の増加

原動機に加えペダル等を備えている原動機付自転車等をペダル等を用いて走行させることが、原動機付自転車等の運転に該当することを明確化

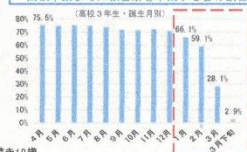


ペダル付原動機付自転車 (国民生活センターから提供)

○ 普通仮免許等の年齢要件の引下げ

早生まれの者も高校卒業までに普通免許等を取得できるよう、普通仮免許等の年齢要件を18歳から17歳6か月に引下げ

高校卒業までに教習所を卒業する者の割合



※ 普通免許等の年齢要件は、引き続き18歳